

# 請願文書表

平成30年第3回神奈川県議会定例会

平成30年9月26日

請願番号	82	受理年月日	30.9.7
件名	私学助成等について請願		
請願者	紹介議員		
※請願者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。	芥川 薫 谷口 かずふみ 近藤 大輔 楠 梨恵子		
<p>請願の理由</p> <p>神奈川県は私学発祥の地であり、県下の私立中学校・中等教育学校・高等学校は、独自の伝統と校風を守り、建学の精神を現代に生かし、有為な人材の育成に努力し、本県教育の充実発展に貢献してまいりました。</p> <p>幸い、本県においては、私学に対し、知事をはじめとする県当局並びに県議会議員の皆様の深いご理解とご支援のもとに、私学助成の充実が図られてきました。</p> <p>さて、今日、私学経営はますます厳しい時代に入っております。とりわけ経常費補助金については、全国的に見ると未だ生徒一人当たりの単価は、高等学校（全日制）、中学校、中等教育学校ともに国の財政措置額を大幅に割り込み、全都道府県の中で最低の水準にあります。しかしながら、神奈川私学は県下後期中等教育の約3分の1という役割を担っていることから、県下教育を担当している責務の重大さを痛感し、県民に信頼される個性豊かで、特色・魅力ある学校づくりのため、一層努力する所存であります。</p> <p>つきましては、平成31年度私学助成に関し、下記の点に格段のご配慮を賜りますよう、お願い申し上げます。</p> <p>請願の内容</p> <p>平成31年度の経常費補助については、一層の増額をお願いしたい。</p>			

請願番号	83	受理年月日	30.9.19
件名	神奈川県議会の政務活動費の執行に当たっての請願		
請願者	紹介議員		
※請願者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。	加藤 なを子 藤井 克彦 大山 奈々子 君嶋 ちか子 木佐木 忠晶		
<p>請願の要旨</p> <p>神奈川県議会の政務活動費の執行に当たって「必要性」、「妥当性」、「効率性」、「透明性」、「実費弁償」の原則に基づき、経理責任者及び監査責任者は厳格に監査をしていただきたい。</p> <p>請願の理由</p> <p>平成29年度の神奈川県議会の政務活動費の収支報告書によると、消化率は99%で返還率は0.8%と年々低下し続けている。返還したのは1会派と9名の合計15名、返還金ゼロは4会派と4名で合計88名である。</p> <p>使用した議員名の記載がなく、作成した印刷物が添付されていない現行の政務活動費の伝票からは、県民には政務活動費の執行に当たっての原則に合致しているかを確認することができない。すべて会派や個人の経理責任者監査責任者に判断が委ねられているとよい。</p> <p>返還金ゼロの88名のうち、議員名が判る支出伝票の広報広聴費をみると、その使い方には以下のような疑問がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① ある議員は県政報告の目的で、動画を含めて同じ場所を2年間にわたり3回ずつ上空撮影し、2年間で合計4回にわたり115万円あまりを支出している。</li> <li>② またある会派所属議員は、平成29年度に年合計411万円余、平成28年度には年合計397万円余がタウンニュースへの掲載に支出しているが、その多くは政策立案のための調査研究を目的とするものではなく、単なるお知らせ、情報知識の提供にすぎないものが多い。</li> <li>③ その他にも印刷部数やホームページの内容等で疑問がもたれる伝票がある。</li> </ol> <p>議員名が判らないその他の議員の収支報告についても、原則に基づいて経理監査がされているか、使途の適正について合理的で明確な説明が出来るのか疑問がもたれる。</p> <p>疑いを持たれるような使い方を排除し、議会活動に資するために政務活動費を使っていただけるよう責任ある経理および監査を求めます。</p>			

請願番号	84	受理年月日	30.9.19
件名	車両ナンバーを記載するよう「政務活動費の指針」を見直すことについての請願		
請願者		紹介議員	
<p>※請願者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。</p>		<p>加藤 なを子 藤井 克彦          大山 奈々子 君嶋 ちか子          木佐木 忠晶</p>	
<p>請願の要旨</p> <p>(1) 神奈川県議会「政務活動費の指針」(P5.6.7) IV政務活動費の充実に当たっての運用指針 1 全ての経費に共通する運用指針 (4) 支出に係る証拠書類等の取扱いのなかで証拠書類のイ、ウ、オの政務活動費支出伝票(参考様式2)の備考欄に使用した車両の下4桁のナンバーを必ず記載するものとする。</p> <p>(2) 神奈川県議会「政務活動費の指針」(P37.38) VII各種様式及び記載例の車両リース台帳(第2号様式)の車種の欄に車両ナンバーも記載するものとする。</p> <p>請願の理由</p> <p>政務活動費の調査研究費などで議員名や当該活動の内容と概要が記載されていない伝票が存在する。なかには一人で月10万円を超すガソリン代を支出し、一人の議員がスタッフ車3台を含め4台の車にガソリン代を支出している事例もある。このような不特定多数の車両へのガソリンの給油や高速道路の利用についても、現行の「政務活動費の指針」ではガソリン代や高速料金の支出が認められてしまい、その用途の適正性や透明性について疑いを生じさせるものとなっている。</p> <p>東京都ではガソリン代高速道路料金以外にも駐車場についても車両の下4桁のナンバーの記載が義務付けられ、疑いをもたれる支出を排除することが実行されている。神奈川県においても、燃料会社のレシートや高速道路料金の利用明細の中にはすでに車両ナンバー下4桁が記載されている例があり、神奈川県議会においても車両ナンバーの記載をもとめることは困難とはいえ、むしろ透明性や適正性の確保に役立つものである。</p> <p>以上よりガソリン代に使用した車両の下4桁のナンバーおよびリース車両のナンバーを記載するよう「政務活動費の指針」の変更を求めます。</p>			

請願番号	85	受理年月日	30.9.19
件名	請願陳情の審議審査結果の取り扱いについての請願		
請願者	紹介議員		
※請願者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。	加藤 なを子 藤井 克彦 大山 奈々子 君嶋 ちか子 木佐木 忠晶		
<p>請願の要旨</p> <p>請願陳情が「採択」「不採択」「継続」と議決された審議審査の結果について、審議審査の主たる理由を書面にて回答するよう現行の扱いを改善して下さい。</p> <p>請願の理由</p> <p>平成29年12月6日に提出したホームページでの支出伝票の公開を求める請願75、支出伝票に議員名を記載するよう指針を見直す請願76について、12月22日の議会運営委員会の議事録によれば、「…議会改革検討会議等で検討すべく正副委員長に取り計らいをお願いして継続…」という委員の発言があり、議会運営委員会で継続審議となった。</p> <p>さらに平成30年3月20日の議会運営委員会の議事録でも、同様の理由により「…引き続き継続審議とする…」旨記録されている。平成30年6月22日に提出した広報の成果物を添付するよう指針を見直すことについての請願79、タクシーの利用目的を記載するよう見直すことについての請願80を加え、現在4件が継続審議とされ、結果報告も連絡もないままになっている。しかし確認してみると、平成29年12月7日以降に開催された6回の議会改革検討会議で議題に上った記録はない。</p> <p>県民からの請願や陳情について議会基本条例第4章第11条の3には、「県民から提出された請願及び陳情を、県民の政策提案として受け止める」とあり、また議会基本条例第3章第8条の「県議会の役割」には、「県政の課題及び審議、審査等の内容について、県民に説明すること」と定めている。これは県民からの請願陳情に対し県議会が誠実に対応することを規定したものである。しかし議会改革を求める県民からの請願や陳情に対する現在の県議会の対応は基本条例の精神からかけ離れていると言わざるを得ない。</p> <p>請願陳情についての審議審査の結果について、「採択」「不採択」「継続」の主たる理由を付けて書面にて回答していただきたい。</p> <p>また、「継続」という決定については今後の検討予定や審議される会議の日程等についても丁寧な報告を請願者に連絡することを求める。</p>			

請願番号	86	受理年月日	30.9.20
件名	国に対し「消費税における単一税率と現在の請求書等保存方式の維持を求める意見書」等の提出を求める請願		
請願者	紹介議員		
※請願者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。	井坂新哉 加藤なを子 藤井克彦 大山奈々子 君嶋ちか子 木佐木忠晶		
<p><b>【請願趣旨】</b></p> <p>政府は2019年10月から消費税率10%への引き上げ時に軽減税率（複数税率）を実施する予定にしています。また、この軽減税率を実施するため、4年間の経過措置の上「適格請求書保存方式」（インボイス方式）が導入されます。</p> <p>軽減税率（複数税率）と「適格請求書保存方式」（インボイス方式）が導入されれば、納税の負担とともに徴収の実務負担により、多くの中小業者が対応できず、廃業に追い込まれる数が全国で「100万を超える」と予想する専門家もいます。オロナミンCとみりん風調味料は8%、本みりんとリポビタミンDは10%とややこしい8%と10%の区分は笑い話ではなく、導入後の混乱が予想されます。また、免税業者はインボイスから除外されるため、商取引から排除されるか、自ら課税業者になるしかありません。地域の雇用やコミュニティーを支えるまちの商店や建設業を支える1人親方など、多くの中小業者は大打撃を受けることが予想されます。</p> <p>日本税理士会連合会は平成31年度税制改正に関する建議書の中で軽減税率（複数税率）制度は、区分整理により事業者の事務負担が増加することなどを理由に、単一税率制度の維持を強く主張しています。また、事業者の負担と徴税コスト等を考慮し、仕入税額控除方式（インボイス方式を含む）及び免税点制度等の見直しを含めた消費税の在り方について抜本的に再検討すべきとし、特に、免税業者が適格請求書等を発行できないことに伴う不当な値下げなどにより経営状況が圧迫されることのないよう対策を講じることを求めています。</p> <p>つきましては地域の経済とコミュニティーを支える重要な役割をになう中小業者の経営を守るため、下記の事項について請願いたします。</p> <p><b>【請願事項】</b></p> <p>1 消費税における単一税率と現在の請求書等保存方式の維持を求める意見書を政府に送付していただくこと</p>			

請願番号	87	受理年月日	30.9.20
件名	都市再生機構法第25条4項の「家賃の減免」の実施及び入居者合意による「団地別整備方針」策定に関する意見書提出を求める請願		
請願者		紹介議員	
<p>※請願者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。</p>		<p>柳下 剛 斉藤 たかみ          亀井 たかつぐ 近藤 大輔          楠 梨恵子</p>	
<p><b>I 請願の要旨</b>          貴議会として、下記の趣旨を踏まえ、意見書を提出してください。</p> <p>(1) 独立行政法人都市再生機構は、賃貸住宅入居者の内、低額所得世帯に対して公営住宅入居者の収入基準に準じて都市再生機構法第25条4項にもとづいて「家賃の減免」を実施すること。</p> <p>(2) 独立行政法人都市再生機構は、「団地別整備方針」の策定にあたっては、各地方自治体と居住者自治会と十分に話し合い、これら三者の了承を得ること。</p> <p><b>II 請願の理由</b>          日頃の市民のくらしのためのご活躍に敬意を表します。          さて今私たち公団住宅居住者は、高齢化と収入低下のなかで家賃負担の重さに悩み、居住に対しても大きな不安をいただいています。</p> <p><b>高齢化のなか、年金頼りの収入、重い家賃負担</b>  <b>公営住宅に準じて家賃減額の制度を</b>          昨年9月、神奈川自治協で行った「第11回団地の生活と住まいアンケート」調査によれば、世帯主75歳以上が40.7%、60歳以上だと75%を占め、年金受給世帯は70.5%、給与所得者はわずか37.2%となっています。年収は43.1%の世帯が242万円未満にたいし家賃は、4～9万円台が78.3%、10万円以上が18.5%を占めています。年収250万円で家賃8万円の場合、家賃負担率は38%にもなります。年金だけが頼りの46.6%の世帯にとっては、収入の半分が家賃といえます。家賃負担が「たいへん重い」は50%、「やや重い」は37%と、実に87%の人が家賃が「重い」と訴えています。</p> <p>都市機構は市場家賃を原則としながらも、一方、その公共的使命から、都市再生機構法第25条4項に「規定の家賃の支払いが困難な者には減免することができる」と規定しています。公団住宅居住者の多くが公営住宅収入階層であることを政府・機構も認めながら、この条項は空文化され、全く実施されていません。この条項の実施を強く求めます。</p> <p><b>団地別整備方針の見直しは居住不安を拡大</b>  <b>住民合意を前提に</b>          都市再生機構は「ストック再生・再編」計画にもとづいて団地の統廃合、住宅の削減をめざして、2018年度末までに団地別整備方針の策定を進めています。私たち居住者は長年にわたって団地コミュニティを培い、多くの入居者が未永く住みつづけたいと願っています。上記アンケートでも居住者の73%が永住を表明しています。団地の再整備計画づくりにあたっては、当初の段階から居住者自治会と十分に話し合い、自治会、都市再生機構、自治体三者合意のうえ策定することを求めます。</p>			